

三田市立図書館条例新旧対照表

現行	改正案																						
<p>第1条～第2条 省略 (職員) 第3条 図書館に館長、専門職員、事務職員その他必要な職員を置く。 第4条 省略 (開館時間) 第5条 図書館に次の施設を置き、その開館時間は次のとおりとする。ただし、館長が必要と認めた場合は、三田市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の承認を得てこれを変更することができる。 (1) 三田市立図書館</p> <table border="1" data-bbox="226 560 1106 815"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>開館時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開架室</td> <td>ア 日曜日及び水曜日から土曜日まで並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日」という。) 午前10時から午後6時まで イ 月曜日(祝日を除く。) 午前10時から午後1時まで</td> </tr> <tr> <td>調査相談室、点字録音室、特別展示室、コミュニティホール、研修室、閲覧室</td> <td>ア 日曜日及び水曜日から土曜日まで並びに祝日 午前10時から午後5時まで イ 月曜日(祝日を除く。) 午前10時から正午まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 三田市立図書館藍分室</p> <table border="1" data-bbox="226 863 1106 951"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>開館時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開架室</td> <td>ア 水曜日から金曜日まで 午後1時30分から午後5時まで イ 日曜日及び土曜日 午前10時30分から午後5時まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 三田市立図書館ウッディタウン分館</p> <table border="1" data-bbox="226 999 1106 1094"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>開館時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開架室</td> <td>日曜日及び水曜日から土曜日まで並びに祝日 午前10時から午後6時まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>(休館日) 第6条 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、館長が必要と認めた場合は、教育委員会の承認を得て臨時に休館することができる。</p> <table border="1" data-bbox="188 1214 1106 1410"> <thead> <tr> <th>図書館名</th> <th>休館日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三田市立図書館</td> <td>(1) 毎週月曜日(祝日を除く。)の午後1時以降 (2) 毎週火曜日(ただし、この日が祝日に該当する場合は、その翌日以後の最初の祝日でない日とする。) (3) 年末年始(12月28日から翌年1月3日まで) (4) 館内整理日(1月4日及び毎月(1月、4月及び5月を除く。))</td> </tr> </tbody> </table>	区分	開館時間	開架室	ア 日曜日及び水曜日から土曜日まで並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日」という。) 午前10時から午後6時まで イ 月曜日(祝日を除く。) 午前10時から午後1時まで	調査相談室、点字録音室、特別展示室、コミュニティホール、研修室、閲覧室	ア 日曜日及び水曜日から土曜日まで並びに祝日 午前10時から午後5時まで イ 月曜日(祝日を除く。) 午前10時から正午まで	区分	開館時間	開架室	ア 水曜日から金曜日まで 午後1時30分から午後5時まで イ 日曜日及び土曜日 午前10時30分から午後5時まで	区分	開館時間	開架室	日曜日及び水曜日から土曜日まで並びに祝日 午前10時から午後6時まで	図書館名	休館日	三田市立図書館	(1) 毎週月曜日(祝日を除く。)の午後1時以降 (2) 毎週火曜日(ただし、この日が祝日に該当する場合は、その翌日以後の最初の祝日でない日とする。) (3) 年末年始(12月28日から翌年1月3日まで) (4) 館内整理日(1月4日及び毎月(1月、4月及び5月を除く。))	<p>第1条～第2条 省略 第3条 削除 第4条 省略 (開館時間) 第5条 図書館に次の施設を置き、その開館時間は次のとおりとする。ただし、館長が必要と認めた場合は、三田市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の承認を得て<u>臨時</u>にこれを変更することができる。 (1) 三田市立図書館 午前9時から午後8時まで</p> <p>(2) 三田市立図書館藍分室 午前10時から午後6時まで</p> <p>(3) 三田市立図書館ウッディタウン分館 午前9時から午後8時まで</p> <p>(休館日) 第6条 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、館長が必要と認めた場合は、教育委員会の承認を得て臨時に休館することができる。</p> <table border="1" data-bbox="1160 1214 2074 1410"> <thead> <tr> <th>図書館名</th> <th>休館日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三田市立図書館</td> <td>(1) 年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)</td> </tr> </tbody> </table>	図書館名	休館日	三田市立図書館	(1) 年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)
区分	開館時間																						
開架室	ア 日曜日及び水曜日から土曜日まで並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日」という。) 午前10時から午後6時まで イ 月曜日(祝日を除く。) 午前10時から午後1時まで																						
調査相談室、点字録音室、特別展示室、コミュニティホール、研修室、閲覧室	ア 日曜日及び水曜日から土曜日まで並びに祝日 午前10時から午後5時まで イ 月曜日(祝日を除く。) 午前10時から正午まで																						
区分	開館時間																						
開架室	ア 水曜日から金曜日まで 午後1時30分から午後5時まで イ 日曜日及び土曜日 午前10時30分から午後5時まで																						
区分	開館時間																						
開架室	日曜日及び水曜日から土曜日まで並びに祝日 午前10時から午後6時まで																						
図書館名	休館日																						
三田市立図書館	(1) 毎週月曜日(祝日を除く。)の午後1時以降 (2) 毎週火曜日(ただし、この日が祝日に該当する場合は、その翌日以後の最初の祝日でない日とする。) (3) 年末年始(12月28日から翌年1月3日まで) (4) 館内整理日(1月4日及び毎月(1月、4月及び5月を除く。))																						
図書館名	休館日																						
三田市立図書館	(1) 年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)																						

	<p>第1木曜日。ただし、この日が祝日に該当する場合は、その翌日とする。)</p> <p>(5) 特別整理期間(4月上旬から4月末日までの間に14日以内)</p>
三田市立図書館藍分室	<p>(1) 祝日(国民の祝日に関する法律第3条第2項に規定する日を除く。)</p> <p>(2) 毎週月曜日</p> <p>(3) 毎週火曜日(ただし、この日が祝日に該当する場合は、その翌日も休館とする。)</p> <p>(4) 年末年始(12月28日から翌年1月3日まで)</p> <p>(5) 館内整理日(1月4日及び毎月(1月、4月及び5月を除く。))</p> <p>第1木曜日。ただし、この日が祝日に該当する場合は、その翌日とする。)</p> <p>(6) 特別整理期間(4月上旬から4月末日までの間に14日以内)</p>
三田市立図書館ウッディタウン分館	<p>(1) 毎週月曜日(祝日を除く。)</p> <p>(2) 毎週火曜日(ただし、この日が祝日に該当する場合は、その翌日以後の最初の祝日でない日とする。)</p> <p>(3) 年末年始(12月28日から翌年1月3日まで)</p> <p>(4) 館内整理日(1月4日及び毎月(1月、4月及び5月を除く。))</p> <p>第1木曜日。ただし、この日が祝日に該当する場合は、その翌日とする。)</p> <p>(5) 特別整理期間(4月上旬から4月末日までの間に14日以内)</p>

以下省略

	(2) 特別整理期間(年7日以内)
三田市立図書館藍分室	<p>(1) 年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)</p> <p>(2) 特別整理期間(年7日以内)</p> <p>(3) 三田市市民センター条例(平成6年三田市条例第33号)に規定する三田市藍市民センターの休所日</p>
三田市立図書館ウッディタウン分館	<p>(1) 年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)</p> <p>(2) 特別整理期間(年7日以内)</p> <p>(3) 三田市市民センター条例に規定する三田市ウッディタウン市民センターの休所日</p>

2 前項の規定にかかわらず、館長が必要と認めた場合は、教育委員会の承認を得て同項の休館日において臨時に開館することができる。

以下省略

三田市附属機関の設置に関する条例新旧対照表

現行						改正案					
第1条 省略 (設置)						第1条 省略 (設置)					
第2条 本市(以下「市」という。)に次の表に掲げる附属機関を置く。						第2条 本市(以下「市」という。)に次の表に掲げる附属機関を置く。					
附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任意務	委員定数	委員の構成	任期	附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任意務	委員定数	委員の構成	任期
市長		省略				市長		省略			

教育委員会	省略			
	三田市学校給食運営協議会	学校給食に関する重要な事項及び三田市立学校給食センターの運営に関する事項についての調査審議	9人以上	(1) 市民 (2) 委員会が必要と認める者

以下省略

教育委員会	省略			
	三田市学校給食運営協議会	学校給食に関する重要な事項及び三田市立学校給食センターの運営に関する事項についての調査審議	9人以上	(1) 市民 (2) 委員会が必要と認める者
三田市立図書館運営評価委員会	三田市立図書館の運営評価に関する事項についての調査審議	7人以上	(1) 学識経験者 (2) 市民 (3) 委員会が必要と認める者	2年

以下省略